平成２０年（フ）第５８号
岐阜市東鵜３丁目６番地２
債務者　浅見　広恵
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４０８号
岐阜市粟野西２丁目150番地　グリーントマト501号室
債務者　矢口　佳央
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５１９号
岐阜県関市下有知6564番地26　山田ハイツＩ101号、従前の住所岐阜県各務原市蘇原東島町２丁目５番地７
債務者　畑佐　昌宏
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５２０号
岐阜県関市下有知6564番地26　山田ハイツＩ101号、従前の住所岐阜県各務原市蘇原東島町２丁目５番地７
債務者　畑佐のり子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４７号
岐阜県本巣郡北方町芝原東町１丁目26番地
債務者　足立　良子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２３号
岐阜市西荘１丁目13番15―503号　第２ヴィラあさの
債務者　花瀬　清貴
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７３５号
岐阜市柳津町梅松４丁目116番地　ハイツ杉山ⅢＡ109号室
債務者　福田　義一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７３９号
岐阜市水海道４丁目１番14号　モンテステラＡ号室
債務者　福田　秀一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５２号
岐阜県羽島市竹鼻町118番地　ファミーユ・Ｔ２　Ａ―１号室
債務者　佐野　和也
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７４１号
名古屋市港区明正１丁目147番地　ブランドール203号
債務者　貞方　世樹
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７４２号
名古屋市港区明正１丁目147番地　ブランドール203号
債務者　貞方みゆき
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４５８号
愛知県尾張旭市南原山町赤土306番地２　サンマンションアトレ三郷駅前1407号
債務者　長谷川　篤
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５４１号
愛知県津島市立込町１丁目１番地１　水谷荘１号
債務者　カットハウスオバタこと　尾畑　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５４４号
愛知県豊明市前後町善江1735番地　パルネス前後509号
債務者　丹波小枝子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７１号
神戸市東灘区本山中町３丁目３番18号401号
債務者　池内千世子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３２号
神戸市灘区下河原通１丁目２番２号ハウゼＹ＆Ｋ３Ａ、従前の住所神戸市中央区中尾町10番31号
債務者　北原　利行
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３０号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目29番27―508号
債務者　石元　美幸
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係